

# 改正建築士法が成立

## 業の適正化、情報開示充実

日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会の建築3団体による共同提案を踏まえ、議員立法として今国会に提出された建築士法改正案は、事実上の国会最終日となる20日の参院本会議で可決、成立した。

現行法制度では、建築工事の業務の範囲が不明確なため、建築紛争の増大・長期化による免許証提示の義務化などを規定。設計・監理の「業」の適正化と建築主に対する情報開示の充実などを図る。改正法は、延べ300平方メートル超の建築物について、新築設計などの書面契約を義務付ける。一括再委託（丸投げ）

を招く一因となっている。建築士の「なりすまし」といふ問題も発生しており、業務の適正化などが求められた。

改正法は、延べ300平方メートル超の建築物について、新築受託可能な業務の量と難易、必要となる期間の設定▽業務実施者の選定・配置▽他事務

所との提携と提携先に行わせる業務範囲案の作成▽所属技術者の監督と業務遂行の適正確保——といった業務内容を明確化した。事務所開設者は、管理建築士の意見を尊重しなければならないとの一文も盛り込んだ。

情報開示に関しては、建築士の求めに応じた建築士免許証の提示を義務化。免許証の記載事項に変更があった場合は、建築士に建築設備士の償保険の加入も求められる。

このほか、法律上に「建築設備士」の名称を新たに規定。延べ2000平方メートル超の建築物の設備設計などに当たっては、建築士に建築設備士の見を聞く努力義務を課す。

26.6.23

建設通信新聞

## 建築士法改正法成立で「メント

二面参照

## モードルへ一步前進

日本建設業連合会

建築本部長 山内隆司

責務果たす基盤に

あく、建築主と建築士事務所にはならない。内容は建築士の双方が誠意と信頼に基づき、活動のレベルを上げたり世

日本建築士事務所協会

連合会会長 三栖邦博

日事連、十念連合会、建築

協力し社会的責務を果たす中の信頼をあげよとする

家協会の設計3会)など

これがますます重視されるもので、内容的にはまったく

日事連、十念連合会、建築

今日、この法改正はそのためのため、それがの団体

業の適正化及び建築主

これがますます重視されるもので、内容的にはまったく

等への情報開示の充実に関する

これがますます重視されるもので、内容的にはまったく

共同提案」が、「建築士法

これがますます重視されるもので、内容的にはまったく

理の業の適正化及び建築主

これがますます重視されるもので、内容的にはまったく

等への情報開示の充実に関する

これがますます重視されるもので、内容的にはまったく

の基盤となるのです。改正

これがますます重視されるもので、内容的にはまったく

めた「建築物の設計・工事監

これがますます重視されるもので、内容的にはまったく

理の業の適正化及び建築主

これがますます重視されるもので、内容的にはまったく

等への情報開示の充実に関する

これがますます重視されるもので、内容的にはまったく

## 信頼得る活動推進

(談)

いわゆる「

いわゆる「